

公益社団法人大阪社会福祉士会 理事会規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人大阪社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第7章に規定する理事会の運営に関し、必要な事項を定める。

(開 催)

第2条 理事会は、原則として年2回以上開催するものとする。

(付議事項の決定及び承認)

第3条 理事会への付議事項は、議案及び報告とする。

2 議案は、本会運営の基本方針及び業務執行に係わる重要事項で意思決定を要する事項とし、審議を経て決定するものとする。

3 報告は、前項の意思決定事項の実施状況及び事業推進に関して理事が把握しておくべき重要な事項の説明とし、その内容を承認するものとする。

(付議事項の整理)

第4条 付議事項は、本会会長（以下「会長」という。）が、別に定める会議（以下「運営会議」という。）に諮り、決定するものとする。

2 理事会において付議したい議案又は報告がある理事及び監事は、事前に事務局に文書で提出しなければならない。

(付議事項の説明)

第5条 付議事項の説明は、原則として理事が行う。

2 会長が必要と認める場合は、理事会に理事以外で付議事項に関係する者を出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(緊急時の措置)

第6条 議案に該当する事項について、緊急やむを得ないと判断される場合には、理事会の審議を経ず、会長が運営会議に諮り、協議決定することができる。

2 前項の決定がなされた場合、会長は、事後に開催される理事会において、当該決定事項について報告し、理事会の承認を得なければならない。

(庶 務)

第7条 召集の連絡、付議事項の整理等の理事会に係わる庶務は、事務局が行う。

2 事務局は、理事会の議事録を作成し保管する。

(実施細目)

第8条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営について必要な事項は会長が別に定める。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、2013年5月26日から施行する。
2. 社団法人大阪社会福祉士会理事会規程（2007年12月1日制定）は、廃止する。
3. 社団法人大阪社会福祉士会理事会規則（2004年4月1日制定）は、廃止する。